

(庶ろ-15-B)

令和2年12月4日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 宇田川 公 輔

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

最高裁判所事務総局において、本感染症の感染状況や社会情勢等を踏まえ、専門家の助言を得て、裁判所における感染防止対策の在り方について整理を進め、10月26日付け当職事務連絡でマスクの着用等についての考え方を先行してお知らせしたところですが、今般、その余の感染防止対策を含め、全体についての考え方を別添のとおり整理しました。

11月9日に、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対して提言が出ており、それを受け、内閣官房において、事業者が、感染リスクの高まる場面を踏まえて業種別ガイドラインを確実に実践することや、これまでの経験や新たな知見等に基づいて業種別ガイドラインの実効性をより高めていくこと等に向けた周知等を進めているところ、裁判所においても、同様に、感染防止対策の確実な実践と、その実効性をより高めていくことが重要となっています。上記考え方（別添）は、公衆衛生学等の専門的知見に基づき整理されたものであり、新たな知見等に基づいて感染防止対策の実効性をより高めるものとして、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言や政府全体の取組に沿うものとなっております。

各庁において具体的にどのような感染防止対策を講じるかは、地域の感染状況等の実情に即して各庁で検討し実施されるべきことですが、上記考え方が専門的知見に基づき整理され、感染防止対策の実効性をより高めるものであることを踏まえ、

各庁におかれでは、改めて現在の感染防止対策の取組を見直し、強化すべき点は強化するなど、リスクの態様に応じたメリハリの利いた実効性のある感染防止対策を庁の方針として定め、確実に実践していただくようお願いします。

なお、職員に対し、別添の資料を回覧するなどして周知してください。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

裁判所の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

令和2年12月4日
最高裁判所事務総局

目 次

第 1 はじめに	1
第 2 本感染症に対する基本的な対策	
1 マスクの着用を確実にすること	3
2 体調不良者がいないことを確実にすること	3
3 「三つの密」の回避	4
4 手洗い・消毒	4
5 特に感染リスクが高い場面での対策	4
第 3 裁判所における感染防止対策の具体的な取組	
1 マスクの着用の徹底（飛沫感染防止策）	5
2 手洗い、消毒について（接触感染防止策）	7
3 体調不良時の対応	8
4 「三つの密」の回避	13
5 手続選択及び期日指定の在り方	20
6 その他の注意喚起の徹底	22
第 4 おわりに	23

第1 はじめに

裁判所においては、新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という。）の感染防止対策として、これまで政府の専門家会議や厚生労働省から示された知見を参考に、手洗いや咳エチケット、マスクの着用等の感染症予防策を徹底するとともに、「三つの密」を回避するための取組（広い部屋の使用、窓を開けるなどの換気、電話会議やウェブ会議等の当事者の来庁を求めるない裁判手続の活用など）を進めてきたものである。

今般、本感染症の感染状況や社会情勢等を踏まえ、感染拡大防止と司法機関としての機能の適切な維持を図るべく、国際医療福祉大学医学部公衆衛生学和田耕治教授を司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員として委嘱し、公衆衛生学等の専門的知見を得ながら、これまでの裁判所における感染防止対策の効果を確認するとともに、裁判手続や法廷等の特殊性を踏まえた裁判所の感染防止対策の在り方について、リスクの態様に応じたメリハリの利いた対策を進めるため整理を行い、このたび、裁判所として行っていくべき取組全体をとりまとめたものである。

和田教授には、裁判所の実際の状況を把握してもらうため、東京地方裁判所及び東京家庭裁判所の様々な裁判手続室や執務室等を視察していただき、その後も繰り返し打合せ等を重ね、多大なご助力をいただいたことから、この機会に改めて御礼を申し上げたい。

今回のとりまとめのポイントは、専門家に相談した結果、裁判所のこれまでの取組は、基本的には、感染防止対策の観点から効果的であると確認することができ、裁判所としては、引き続き、これらの取組を徹底していくこととし、その中で、各地域における現在に至る感染状況の推移の下で、取組をより強化すべき点は、その強化を図るとと

もに、リスク態様に応じて一定の緩和を含めたメリハリをつけ全体として適切なものとしていこうとするものである。

具体的には、感染防止対策として極めて効果が高いマスクの着用について、ポスターの掲示や、事件関係者に繰り返し理解と協力を求めるなど、マスクの確実な着用を改めて徹底し、また、各種の感染防止対策の前提として、体調不良者の来庁をできる限り回避することの確保に向け、各場面でその案内を繰り返すなどの取組を進め、更に、感染リスクの高い昼食などの食事をする場面について配慮をするなど、感染リスクの高い場面を特に意識して、その取組を強化することとしている。

他方で、傍聴席の利用方法、消毒の態様等、それぞれの場面での感染リスクの程度を考慮し、継続的な取組を確保するため、傍聴席の利用制限を緩和するなど、そのリスク態様に応じて一定の緩和を含めた適切なものとし、全体として、リスク態様に応じたメリハリの利いた感染防止対策を実施することとしている。

なお、研修機関である司法研修所及び裁判所職員総合研修所（食堂、寮を含む。）の取組については、本とりまとめに盛り込んでいないが、和田教授のご助言を得て、適切な対策を実施している。

おって、本とりまとめの感染防止対策の整理は、現時点での整理であり、今後の感染状況の変化、新たな知見の蓄積等を踏まえ、適時に見直していくこととする。

第2 本感染症に対する基本的な対策

（ポイント）

これまでの感染例の分析等によれば、マスクをせずに会話をしたり、食事をとる場面の感染リスクが高いことから、マスクの着用を確実に

すること（後述1）や食事の場面での配慮（後述5）が重要である。また、本感染症についてはその感染力の態様から、体調不良者の来庁をできる限り回避することが感染リスクを効果的に低減するために必要である（後述2）。

1 マスクの着用を確実にすること

本感染症は、飛沫感染（一部マイクロ飛沫感染）と接触感染により感染するとされているが、これまでの感染例の分析によれば、主たる感染経路は飛沫感染であるとのことであるので、飛沫感染の防止を特に重点的に行う必要がある。

マスクの着用は、発話や咳・くしゃみ等の場面における飛沫の拡散をおおむね抑制するものとして、飛沫感染の防止という観点から、効果が高い。

裁判手続等において継続的に発話される場面や声高に議論される場面は飛沫感染のリスクが高く、そのリスク態様に応じた対策として、マスクの着用を確実にすることが極めて重要となる。

2 体調不良者がいないことを確実にすること

本感染症においては、発熱、呼吸器症状（咳、喉の痛み等）、倦怠感の症状が多くみられる。また特徴的な症状として、味覚・嗅覚障害もみられ、一部に下痢症状もみられる（基本的症状としては、発熱だけでなく、喉の痛みや咳にも注意が必要である。）。

発症時及び発症前後の2日間に感染力を有し、特に、発症初期の感染力が高い。

このようなことから、体調不良者の来庁を可能な限り回避することを確実にすることが必要である。

3 「三つの密」の回避

感染の態様が上記1のとおり飛沫感染と接触感染であることや、新型コロナウイルスの集団感染が発生した場所についての調査結果等によると、換気が悪い空間（密閉空間）、多くの人が密集している（密集場所）、互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる（密接場所）という3条件に当てはまる場所が感染を拡大するリスクが高いとされている。そうすると、基本的な感染防止対策としては、①密閉空間にしないよう、適切な換気をすること、②密集を避けるために多くの人が参加しないようにすること、③人と人の間の身体的距離をとり、近接した距離での会話や発声を避けることが重要である。

4 手洗い・消毒

接触感染のリスクに対する対策としては、引き続き、各自が容易に実行でき、ウイルスを含むかもしれない飛沫を洗い流すことのできる手洗い（手洗いの後、消毒液を使用する必要はない。）を励行することが肝要である。手洗いがすぐにできない状況では、手指のアルコール消毒液で消毒をすることも有効である。

機器備品の消毒については、感染リスクの態様に応じて消毒することが必要であり、例えば、ドアの取っ手やノブなど、手で触れる共用部分は適宜消毒を行うことが望ましい（ウェットティッシュ（アルコールを含むものなど）を利用することで良い。）。

5 特に感染リスクが高い場面での対策

特に感染リスクが高いと考えられるのは昼食時などの食事の場面である。昼食時は、マスクなしで会話をすることにつながりやすく、感染

リスクが高まるところから、食事中の会話を控えるほか、食事の前後等において、会話をする際にはなるべくマスクを着用することを意識する必要がある。食事中に会話を行う場合には、着席する位置について正面や真横を避けたり、パーティションを設置したりすることが望ましい。

第3 裁判所における感染防止対策の具体的な取組

(ポイント)

第2の専門的知見など専門家の助言を踏まえ、既に行われている取組も含め、リスクの態様に応じた効果的な対策として整理できる次の1から6までの対策を全国の裁判所で確実に実施していく。

(なお、各項目の「具体的な取組例」は、各地の感染状況等の実情に即して各庁のそれぞれの取組を検討するに当たって参考としてもらう取組例の例示である。)

1 マスクの着用の徹底（飛沫感染防止策）

(1) マスクの常時着用

引き続き、裁判所職員において、法廷、執務室等庁舎内で執務するあらゆる場面でのマスクの着用を徹底する。

また、紛争等を扱う裁判手続では法廷等の手続室において大声が発せられる場面もあることから、事件関係者等の来庁者に対しては裁判所ウェブサイトやポスターの掲示等により改めて十分な理解と協力を求め、原則としてマスクの着用を要請する。

(具体的な取組例)

- ・ 期日呼出状等の当事者等事件関係者に対する連絡文書の中で、来庁時及び裁判手続の際のマスクの着用を要請する。
- ・ マスクを持参していない当事者等（マスクの着用に支障がな

い者）に対し、 庁用のマスクを交付して着用を要請する。

- ・ 少年の観護措置決定の執行を職員が行い、 車両で移動する場面では、 職員においてマスクを着用し、 少年等に対してもマスクの着用を要請するとともに、 可能であれば適宜換気を行うのが望ましい。

(2) マスクを着用しないことに合理的な理由がある場合の代替手段

次のアからウの場合など、 マスクを着用しないことに合理的な理由があり、 代替策としてマウスシールドやフェイスシールドを利用せざるを得ない場合には、 2メートルの対人距離と換気を確保する。

- ア 健康上の理由があり、 マスクの着用が困難な場合
- イ 聴覚障害のある方が相手の口の動きを見る必要がある場合
- ウ 通訳人が相手の口の動きを見る必要がある場合

※ 口を覆うマウスシールドは、 もともと食品衛生の観点から唾液の飛沫を飛ばさないために使用されているものであり、 装着者の唾液の飛沫を飛ばさないという点においてはマスクと目的を共通にする面もある。しかし、 装着者が継続して発話をする場面においては、 マスクと比較すると飛沫拡散を抑制する効果は限定的である。そのため、 マスクの着用の代替策として、 マウスシールドを利用せざるをえない場合、 その効能の限界を考慮して2メートルの対人距離と換気を確保して利用する。

フェイスシールドについては、 フェイスシールドを装着することにより装着者が会話時に飛沫を飛ばさないようにするためというよりは、 主として他者からの飛沫が顔や特に目に付着することを防護するための資材である。飛沫拡散抑制効果はマスクと比較すると相当低く、 やむを得ずマスクの代替策として使用する場合には、 漏れ出る飛沫に対する対策も必要であることから、 2メートルの対人距離と換気を確保して利用する。

＜参考：マウスシールドやフェイスシールドによる代替策で対応できない場合＞

基本的には、 マウスシールド等で対応できると考えられる。

例外的に、上記対応ができない場合には、アクリル板等のパーティションを利用することも否定されないが、発話者からの距離・高さ等の設置態様（発話者から1メートル内、着席時に机上の高さが約70センチメートル）の点で感染対策として問題がないか、安全上の問題（パーティションを用いた自傷他害のおそれ等）はないか、当該場面でのみ利用することを合理的に説明できるか、当事者や傍聴人からの見え方など、その利用の相当性について慎重に検討する必要がある。

＜参考：フェイスシールドの利用について＞

警備の場面や不特定多数の来庁者の案内をする場面（傍聴券配布の際や入札手続における案内等）など、対象者がマスクを着用せず、身体的距離が十分に確保できない場面、そのほか必要と認める場合に、対応者は、マスクの着用に加え、フェイスシールドを装着して対応する。

2 手洗い、消毒について（接触感染防止策）

（1）職員及び来庁者に対する手洗い・手指消毒の励行の周知

庁舎内に手洗い・手指消毒を励行するポスターを掲示する。

（2）手指消毒薬の設置

庁舎内（庁舎出入口付近、受付付近、法廷・手続案内室付近、執務室内等）に手指消毒薬を設置する。

（3）共用部分等の消毒

不特定多数が共有して口が触れうる又は飛沫が直接付着しうる部分（マイクなど）については、使用終了後に消毒する。

特定の複数の者が使用して飛沫が直接付着しうる共用電話を使用する場合は、負担にならない範囲で適宜の消毒を心がける。

そのほかに手が高頻度で触れる共用部分（ドアノブ、机、コピー機やシュレッダー等のボタン、共用パソコン、エレベーターのボタン等）は、適宜消毒をすることが望ましい（注）。

（注）飛沫が明らかに付着した時に消毒をする。

(具体的な取組例)

- ・ 手が高頻度に接触する部位（ドアノブ、机、コピー機やシュレッダー等のボタン、共用パソコン、エレベーターのボタン等）については、飛沫が明らかに付着した時にウェットティッシュで拭く。
- ・ 家裁の児童室を使用する際は、使用開始時と終了時の手洗いをする（手洗い又は手指の消毒が実施されれば、調査終了ごとの消毒は必要ない。）。また、年齢からして使用見込みのない玩具等は撤去するなどして当事者等が不必要に触れないようする。なお、15歳未満の感染については成人と比べて限定的であることから、過剰な対応は行う必要はなく、使用後に飛沫が明らかに付着している時にウェットティッシュで拭く。
- ・ 職員又は来庁者が感染したこと（又は感染した可能性があること）が報告された場合には、保健所の指示があればそれに従って消毒をする。ただし、報告があった際に既に数日程度（発症時から5日程度）過ぎている場合、この段階においては既に飛沫が付着していても感染力が低下していることもかんがみて、明らかに飛沫が付着していると思われる部位があれば、その部位を消毒することで足りると考えられる。その際は、厚生労働省作成の消毒に関するガイドラインを参考にする。

3 体調不良時の対応

(1) 職員について

各部署は、体調不良者が安心して休める環境作りを心がける。

職員は、感冒様症状が見られるなどの体調不良時（3頁2項参照）には電話で上司に報告し、休暇を取得して登庁を差し控えるよう（登

庁後に体調不良となった場合には、上司に報告し、速やかに退庁するよう、職員に対して周知徹底をする。感染拡大防止の観点から、感染力の高い症状の出始めに登庁しないことが特に重要となる。

当該職員が、医療機関を受診し、医師から勤務等について個別の指示・助言を受けている場合は、当該職員及び上司等はそれに従って対応する。

他方で、当該職員が軽症であるなどの理由から医療機関を受診せずに自宅療養をした場合（受診したが、医師の指示・助言がない場合を含む。）は、上司等において、本感染症の感染力等を踏まえ、上記感冒様症状がなくなってから、48時間の経過後を目安として当該職員を登庁させて差し支えないと考えられる（48時間を経過するまでは、在宅勤務を命じるなどして、登庁を控えさせる。）。他方で、咳等の症状が長引いて発症時から8日間を経過し、当該職員において登庁に支障がないときは、本感染症の感染力が発症時から8日間程度で消失することから、8日経過後の登庁を認めることも考えられる。

なお、職員を必要以上に長く休ませるようなことや、職員に対して検査結果を提出させて本感染症の陰性の証明を求めるようなことは行わない。

(2) 来庁者について

当事者等事件関係者及びその他の来庁者には、発熱等の体調不良時には来庁を控えていただくよう協力依頼をする。

(具体的な取組例)

- 裁判所ウェブサイトにより、当事者等事件関係者が体調不良の際には、来庁を控えていただき、担当部署に連絡していただくよう広く案内する。

- ・ 期日呼出状等の当事者等事件関係者に対する連絡文書の中で、体調不良の際には来庁を控えていただき、担当部署に連絡していただくよう要請する。
- ・ 弁護士会、検察庁等の関係機関に対し、代理人や検察官自身が体調不良の場合には、来庁を控えていただき、担当部署に連絡していただくよう、又、体調不良がある当事者等事件関係者の同行を控えていただくよう要請する。

(3) 検温について

来庁者には、体調不良時には来庁を控えていただくよう案内し、また、来庁時には感染リスクの低減効果が高いマスク着用を要請した上で、来庁者から咳や発熱等の症状を伴う体調不良の申出があれば、特段の事情のない限り、退庁していただくよう促す。この際、新型コロナウイルス感染症に罹患している場合でも、必ずしも発熱があるとは限らないことにも留意する。

＜参考：体調不良の方が来庁し、裁判所庁舎において一定の手続をする必要がある場合の対応について＞

体調不良がある来庁者に対しては、上記のとおり、退庁していただくよう促すのが基本である（書面の提出については郵送を、裁判手続については来庁を必要としない電話会議の方法等を、できる限り活用するなど）が、保全等の緊急性の高い事件の申立書の提出や当該審理手続の参加などのために必要がある場合は、一般来庁者や当事者が利用しない別室を利用して対応する。その際には、後記4（3）の手続室等の使用上の留意点を踏まえる。

個別の判断に基づき必要性があつて裁判所による検温を実施する場合は、検温器（体温計）を介した感染拡大がないよう消毒措置を並行して実施する。

(具体的な取組例)

- 裁判員裁判において、①裁判員候補者に対し、来庁前の事前検温、来庁時の体調不良者及び事前検温未実施者に対する検温の協力依頼を行っている、②裁判員又は裁判員候補者に対し、検温の協力依頼をする。

(4) 職員及び来庁者の感染（又は感染可能性）が判明した場合

ア 職員の場合

職員は、感染や、陽性者と濃厚接触者となり検査を受けるなどその感染可能性が判明した場合には、体調不良時と同様に上司（所属する部課室）に速やかに状況を報告する。報告を受けた部課室は、速やかに事務局と情報を共有し、連携して、在宅勤務を命じるなど、必要な対応を行う。差別的な対応をしないことは当然のこととして、情報の共有等の点については、プライバシーに係る個人情報保護の観点から取扱いに十分留意する。また、当該職員がきちんと職場に復帰できることを目標として、その復帰時期等を周囲の職員に対して説明し理解を得るなど、必要な支援を行う。

(具体的な対応例)

- 当該職員の現在の体調を確認するほか、咳や発熱等の発症日（無症状の場合は検体採取日）から2日前以降の勤務状況（当事者等事件関係者や他の職員との接触状況）を確認する。
- 上記の接触状況に応じ、当事者等事件関係者への連絡の要否、接触した他の職員を出勤させることの当否を検討する。検討に当たっては、保健所に相談し、保健所の指示がある場合は、その指示に従う。
- 職務への影響（例えば期日の取消しの要否等）を確認する。

イ 当事者等事件関係者の場合

関係する部課室等と事務局が連携し、いつ、どの裁判所（部課室等）に出頭したか、他の当事者及び職員との接触状況、以後の期日等の状況等を確認の上、対応を検討する。

なお、その前提として、当事者、弁護士、身柄拘束中の被疑者・被告人等の事件関係者の感染が判明した場合には、関係する裁判所へ速やかな連絡がされるよう、関係機関に対してその必要性についての十分な理解と協力を依頼する。

（留意点）

感染等の情報はプライバシーに係る個人情報であるから、その取扱いには十分留意する必要がある。他方で、裁判所における感染拡大防止のために必要な対応を行うに当たって一定の限られた範囲で当該情報を共有することは必要であるから、事前に、及び具体的なケースが生じた場合に、この点について関係機関の理解を得ておくことが相当である。

仮に、当事者が感染していたとしても実施することが想定される勾留質問や観護措置手続の際は、当該当事者のマスクの着用が確実にされるよう関係機関に対して要請する。

手続を実施する際は、職員のマスク着用を前提として、アクリル板が設置された面会室（音が聞こえないなどの支障の生じない範囲でアクリル板にある穴は塞ぐ措置を講ずる。）、ビニールカーテンのある部屋、2メートル以上の距離を確保できる部屋を使用する。

なお、当該当事者がマスクを着用していれば、ゴーグル、防護服や手袋等を使用する必要はなく、職員において手続終了後に手洗いを行えば足りる。

4 「三つの密」の回避

(1) 傍聴席について

傍聴席の利用の考え方としては、①傍聴人は同じ方向を向いて着席し発話をしないことが想定されることから、マスクが着用されていることを前提とすれば傍聴席における感染リスクは相当程度低いといえること、他方で、②法廷の傍聴席の特殊性（傍聴人の連絡先を把握できないこと、傍聴人による突然の発声の可能性が否定できないこと等）や、冬季における感染拡大の状況等を見極めていく必要があることを考慮し、当面は傍聴席を1席空けとするなど一般の傍聴席部分を50パーセントとすることが相当と考えられる。また、③司法記者の傍聴や、事件当事者に伴う事件関係者の傍聴については、普段から傍聴人間の接触が一定程度あること、事前の注意喚起等により傍聴席で発言等しないことを徹底できること、傍聴人の連絡先を把握できることなどから席を空ける必要性が高くないと考えられる。

（具体的な取組例）

- ・ 一般傍聴席を1席空けとするに当たって、感染リスクを高めないよう、法廷内外のポスターの掲示等により、マスク着用の徹底と会話を控えることの注意喚起をする。

(2) 傍聴希望者の密集・密接防止

傍聴希望者が多い事件においては整理券を配布し、傍聴席確保のために列を作つて並ぶ必要がないようにする。列を作らざるを得ない場合には、マスクの着用を前提として、列に並ぶ人ととの間隔を1メートル程度空けていただくよう予め案内する。

（具体的な取組例）

- ・ 傍聴券交付事件では、抽選傍聴券の配布は原則として庁舎外

で行い、当選者の発表は必要に応じ複数個所に掲示する。

- ・傍聴希望者が比較的多いと見込まれる事件では、抽選傍聴券交付につき各自で脱着可能なリストバンドを用いるとともに、抽選を棒抽選ではなくパソコン抽選とし、抽選結果を裁判所ウェブサイトに掲載する。

(3) 手続室等（法廷、弁論準備手続室、調停室等）の使用上の留意点

裁判所においては、マスクの着用を徹底した上、体調不良者の来院を回避するようにしていることや、体調不良者がいれば退院していただくななどの対応ができることから、これらの対策によって、手続室という場所において、感染拡大の場としてのリスクを制御できるといえる。

このため、以下のアからウに記載の「三つの密」に対する対策は更に追加することによって一層のリスク低減につなげができるものとして、これらの対策を、できる限り、実践していくこととする。

ア 密集回避

手続参加者の人数を手続遂行に支障のない範囲に極力抑えていただくよう依頼する。

(具体的な取組例)

- ・当事者、代理人、検察官、弁護人等に対し、出頭者数・法廷内着席者・傍聴席利用者等を必要最小限の人数としていただくよう依頼する。

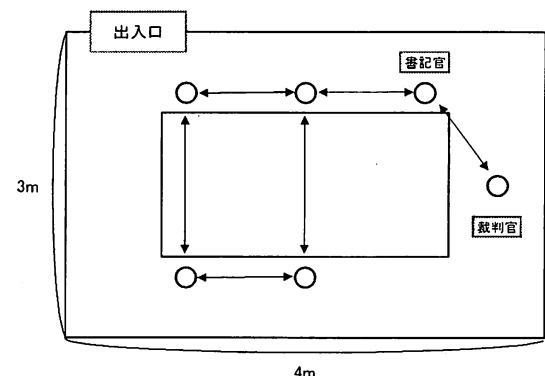
イ 密接回避

当事者等事件関係者や手続参加者等（想定される傍聴人等を含

む。) の人数に応じ、密接回避可能な広さの手続室を選択する。

法廷・手続室において発言することが想定される当事者等事件関係者は、マスクを着用しているという前提で、人ととの距離を1メートル程度確保する(例えば、窓がなく、内廊下にしか出入口がない12平方メートル程度の手続室においても、1メートル程度の距離が確保できればよい。換気の点については、後記ウ参照)。

(人ととの間に1メートル程度の距離を確保した着席例)



<参考：ビニールシート等のパーティションの使用例について>

受付や手続案内などの場面では、人ととの間に1メートルの距離を確保できないこともあります、不特定多数の者と対応する必要があるマスクを着用しない来庁者との対応がありえることから、飛沫拡散防止対策として人ととの間にビニールシート等のパーティションを設置することも考えられる。

他方で、手続室において、マスクの着用を前提とすると、対面であっても人ととの間に1メートル以上の距離が確保されている場合は、基本的にはパーティションを設置する必要はない(手続室の利用者が不安を感じる場合に、個別の必要性の判断に基づき、ビニールシート等のパーティションを設置することは否定されない。)。

(具体的な取組例)

- 当事者又は代理人が出頭する弁論準備手続等は、可能な範囲で、

ラウンドテーブル法廷等の広い部屋を用いる。

- 裁判員裁判の選任手続や評議は、広い会議室を用い、状況に応じ、選任手続を2部屋に分けて実施したり、裁判員の昼食等の部屋を別途用意したりする。
- 被告人の出頭しない公判前整理手続や打合せであっても、法廷を使用して人ととの間の距離を確保する。
- 審判廷の当事者等の座席配置を変更し、人ととの間の距離を確保する。
- 手続案内を行う受付カウンターの一部の席を使用せずに間隔を開け、先頭から1メートル程度の間隔で、受付待ちで列に並ぶ者の立ち位置を床面に足形を貼付して、受付に訪れる者同士の距離を空ける。
- 破産事件の債権者集会期日や民事執行事件の開札期日で、使用する会議室等について原則として1席空けた配席とする。
- 裁判員裁判において、法壇上の裁判員と裁判員の間、裁判官と裁判員の間にアクリル板等のパーティションを設置する。
- 手続案内を行う受付カウンターにビニールシート等を設置する。
- 調停手続を行う調停室において、調停委員会と当事者の席との間に1メートル程度の距離を確保できない場合にビニールシート等のパーティションを設置する。

※ 幼児等を対象とした調査を行う際、幼児等のマスクの着用が困難で、距離を確保することもパーティションを設置することも難しい場合もありうるところ、15歳未満の感染については成人と比べて限定的であることから、幼児等がマスクを着用していなくても、職員がフェイスシールドの着用をするまでの必要はないと考えられるが、当

事者等事件関係者の理解が得られ、職員が念のための対応として希望する場合にはフェイスシールドの着用も許容される。

ウ 密閉回避

空調設備による機械換気がされている、又は窓があるなど、必要な量の換気が可能な手続室を選択する。

上記の機械換気がされている、又は窓がある手続室の利用に当たっては、可能な範囲で手続等が長時間連続しないようにすることを心がけることとする。1時間以上連続して手続室を使用する場合は、1時間に1回、数分程度、窓やドアを開けて換気する（可能であれば2か所開けるが、窓がなくドアが1つしかない場合はドアを開けることでよい。機械換気がされていない場合は、2カ所開けることを心がける。）。

（具体的な取組例）

- ・ 機械換気がされておらず、窓のない手続室は、原則として、裁判官一人で電話会議をする場合にのみ使用する。

※ 扇風機やサーフィューラーは、窓に向けて稼働させることで空気の換気を促進することができるが、窓がないところでは、かえって飛沫を拡散させるリスクもあり、効果的な使い方は難しいことから、使用については強く勧めるものではない。

（4）待合室・待合スペースの使用上の留意点

ア 密集・密接回避

待合室を複数設けることによって一室の利用人数を抑制したり、広い部屋を待合室としたり、マスクの着用を前提として、着席について1メートル程度の間隔を確保する。

(具体的な取組例)

- ・ 待合室を複数確保する。待合室が満員となる出頭人数が見込まれる期日がある場合は、他に待合室とする部屋を確保する。
- ・ 会議室等の広い部屋を待合室とする。
- ・ 待合室や待合スペースにおいて、間隔を開けて着席するよう促すポスターを掲示する。
- ・ 裁判員選任期日の受付につき、先頭から1メートル程度の間隔で床面にガイドテープを貼付し、列に並ぶ者同士の距離を空ける。
- ・ 民事、家事の手続案内を行う窓口と書面提出など短時間の応対で足りる用向きの窓口を分け、窓口への来庁者の待合スペースでの滞留を防ぐ。
- ・ 物理的に対人間の距離の確保が難しい待合室について、ビニールシート等のパーティションを設置する。
- ・ 待合室や待合スペースに、マスクの着用や大きな声での会話を控えることを呼びかけるポスターを掲示する。

イ 密閉回避

待合室（使用されている日）について、1時間に1回程度、数分程度、窓又はドアを開けて換気する。

(具体的な取組例)

- ・ 窓のある会議室等を待合室とする。
- ・ 「換気のためドアを開けることがあります。」とのポスターを待合室に掲示し、定期的に換気を実施する。

(5) 会議室の使用上の留意点

「三つの密」の回避については、第3の4(3)の「手続室等の使用

上の留意点」と同様である。会議、研修等で会議室を使用する場合、説明者（講師等）及び参加者がマスクを着用し、体調不良者がいないことを前提に、次のような対策を行う。

ア 講義形式で使用する場合

説明者（講師等）と受講者の間に 1 メートル程度確保する（説明者が長時間一方的に発話する場合には、可能であれば 2 メートル程度あることが望ましい。）の距離を確保する。参加者が発言する場合は、参加者間で 1 メートル程度の距離を確保する。

イ ロの字型で使用する場合

ロの字型で、参加者が発言する場合、参加者間の距離は 1 メートル程度確保する（アクリル板の設置は角分部も含めて不要）。

ウ 換気

1 時間に 1 回、数分程度、窓又はドアを 2 か所開けて換気する。

（6） 執務室における留意点

「三つの密」の回避については、職員がマスクを着用し、体調不良者が登庁しないことを前提として、第 3 の 4 (3) の「手続室等の使用について」と同様である（執務室内で昼食をとる場合には、食事中の会話を控え、食事の前後等において会話をする際にはなるべくマスクを着用することを意識する。）。

大部屋等、多人数の執務室については、適切な換気の確保ができるように特に留意する必要がある。

（具体的な取組例）

- ・ 職員同士が向かい合って着席している机の間に 1 メートル程度の距離が確保できない場合に段ボールパーティションを設置する（1 メートル程度の距離が確保できる場合でも、自席でマスクを外して昼食をとることが多いなどの事情を考慮して、パ

ーションを設置することも考えられる。)。

(7) エレベーターの使用上の留意点

エレベーターについては、乗る時間が短時間で、マスク着用を前提として会話がされなければ感染リスクは低いことから、乗員数を制限しないが、会話を控えていただくよう注意喚起する。

(具体的な取組例)

- ・ 「マスクを着用し、会話はお控えください。」とのポスターをエレベーター内に掲示する。

5 手続選択及び期日指定の在り方

裁判官等の判断事項に関わる部分であるが、感染防止対策の観点から、事件の内容や当事者等事件関係者の意向等を踏まえ、次のような運用上の工夫が考えられる。

(1) 「三つの密」の回避の観点

ア 密集・密接回避

- 当事者の出頭を要しない手続（民事訴訟における書面による準備手続（電話会議やウェブ会議を利用するものを含む。）等）を積極的に活用する。
- 地域の感染状況に応じ、当該裁判所に出頭する当事者等事件関係者の総人数を抑えるため、（事件分野を問わず当該庁の総数として、又は事件分野ごとに）当事者が出頭する期日の総指定件数等に目安を設ける。
- 待合スペース、手続室等への密集回避のため、同一時間帯に期日指定が集中することを回避する。

(具体的な取組例)

- ・ 原則として、同一法廷、同一時刻に多数の事件を指定しない

(地裁民事)。

- ・原則として、同一法廷、同一時刻の期日指定の件数を一定程度に制限し、待合スペースを活用して密集を避ける(簡裁民事)。
- ・民事訴訟の第1回口頭弁論期日につき、当事者双方に代理人が就いた段階で、口頭弁論期日を取り消して弁論準備手続に付すなどして電話会議やウェブ会議を利用する。
- ・単独調停を活用し、併せて調停に代わる決定(審判)も積極的に活用する。
- ・家事審判事件で、書面審理で足りる事件は積極的に書面審理を活用する。
- ・家裁調査官の調査で、書面照会や電話による聴取で調査の目的を達することができる事案では、それらの方法を積極的に活用する。
- ・倒産事件のうち、同時廃止事件について、原則無審尋で運用したり、管財事件について、債権者集会の非招集型手続を活用したりする。

イ 密閉回避

第3の4(3)「手続室等の使用上の留意点」について実効性を確保する。

(具体的な取組例)

- ・密閉した手続室を使用する可能性の高い手続(弁論準備手続、和解、調停等)で、密閉のリスクのない他の手続(準備的口頭弁論、書面による準備手続、裁定和解、調停に代わる決定等)により代替可能なものは、手続進行に支障のない範囲で代替手続を優先して選択する。
- ・手続進行に1時間以上を要する場合に、途中で換気に必要な

休廷等の時間を考慮して期日を指定する。同一日に期日を連續して指定する場合、期日間に換気に必要な時間を設けることを考慮して期日を指定する。

(2) 人と人との接触機会を減らすための在宅勤務の活用

国や地方自治体の方針、感染状況等に応じて在宅勤務を活用する。

ア 裁判官の在宅勤務活用のための調整

在宅勤務日の確保も考慮して、期日を指定する日を限定する。

イ 裁判官以外の職員の在宅勤務活用への配慮

- 裁判官の在宅勤務日と合わせて書記官等の在宅勤務日を確保するため、期日を指定する日を限定する。
- 書面による準備手続のうち裁判官のみで実施できる場合に実施する日を限定し、書記官等の在宅勤務日を確保する。

6 その他の注意喚起の徹底

業務後の大人数（5人以上）での会食や宴会を避けること（注）、執務室内で昼食をとる場合に、マスクを外した状態での会話は控えること等の注意喚起を徹底する。

例えば、「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」」(https://www.cas.go.jp/seisaku/fu/bunkakai/teigen_12_1.pdf)を職員へ周知している。

- (注)
- ・感染拡大地域においては、会食や宴会 자체ができる限り避ける。
 - ・感染拡大が低下傾向であっても、会食や宴会を行う場合には、少人数（4人以下）で、お互いに体調確認をし、感染対策をとる。

第4 おわりに

裁判所においては、本とりまとめの整理に基づき本感染症に対する対策を確実に、かつ、継続的に行うこととし、本感染症の感染拡大を阻止し、利用者が安心して利用できる裁判所とすること、職員が安心して執務できる職場とすることに、引き続き取り組んでいく。

以上